

2023年11月22日

## 吸収合併に係る事前開示書類

東京都品川区大崎一丁目2番2号  
フリー株式会社  
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

当社は、2024年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、sweep株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます）を行うことといたしました。つきましては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を開示いたします。

### 記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

2023年11月14日付で締結した吸収合併契約の内容は別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

本件合併の効力発生日の前日においては当社と吸収合併消滅会社は完全親子会社関係にあることから、本件合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行いません。
3. 新株予約権の対価の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）
  - (1) 最終事業年度における吸収合併消滅会社の貸借対照表  
吸収合併消滅会社は、電子公告を採用しております。最終事業年度における貸借対照表は以下のURLよりご覧いただけます。  
<https://corp.sweep.ai/>
  - (2) 最終事業年度の末日後の臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

該当事項はありません。変更があった場合はただちに開示いたします。

6. 吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

当社の 2023 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 42,428,118 千円、負債の額は 15,342,919 千円で、資産の額が負債の額を上回っています。また、本件合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件合併後も当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。さらに、本件合併後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、認識されていません。

以上より、当社は、本件合併の効力発生以降における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

## 吸収合併契約書

フリー株式会社（以下「甲」という。）と sweep 株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）を行う。

（合併をする会社の商号及び住所）

第2条 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：フリー株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目2番2号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：sweep 株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目2番2号

（効力発生日）

第3条 本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2024年1月1日とする。  
但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議し、合意の上、これを変更することができる。

（合併対価）

第4条 甲は、乙の株式のすべてを保有しているため、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額）

第5条 甲の資本金及び準備金の額は、本合併により変動しない。

（合併承認決議）

第6条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行う。

(権利義務の承継)

第7条 乙は、効力発生日前日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の管理)

第8条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙間で協議し、合意の上、これを実行する。

(合併条件の変更及び契約の解除)

第9条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間に、不可抗力その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙間で協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙間で協議し、合意の上、これを定める。

以上、本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。なお、本契約書を電磁的に作成した場合には、甲乙双方にて記名押印に代わる電磁的処理を施したうえ、各自電磁的記録を保管する。

2023年11月14日

甲：東京都品川区大崎一丁目2番2号  
フリー株式会社  
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

乙：東京都品川区大崎一丁目2番2号  
sweep 株式会社  
代表取締役 村山 毅